

第百四十五回国会
衆議院
労働委員会
議録
第五号

平成十一年三月十二日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 岩田 順介君

理事 荒井 広幸君

理事 森 英介君

理事 石橋 大吉君

理事 前田 正君

理事 井奥 貞雄君

理事 稲垣 実男君

理事 小林 興起君

理事 坂本 剛二君

理事 田中 昭一君

理事 棚橋 泰文君

理事 保利 耕輔君

理事 城島 正光君

理事 松本 惟子君

理事 岩浅 嘉仁君

理事 寺前 巖君

理事 土屋 品子君

出席國務大臣

出席政府委員

労働大臣 甘利 明君

労働大臣官房長 野寺 康幸君

局長 渡邊 信君

労働省職業能力 日比 徹君

開発局長 那珂 正君

建設省住宅局長 二橋 正弘君

自治省財政局長 渡辺 貞好君

委員外の出席者

労働委員会専門 員

委員の異動

三月十二日

辞任

棚橋 泰文君

長勢 甚遠君

城島 正光君

同日

辞任

佐藤 勉君

田村 憲久君

島 聡君

補欠選任

佐藤 勉君

田村 憲久君

島 聡君

補欠選任

棚橋 泰文君

長勢 甚遠君

城島 正光君

三月十二日

就職難を解決し、学生生活を守る緊急措置に關する請願(上原康助君紹介)(第一二五二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

雇用・能力開発機構法案(内閣提出第三三三号)

○岩田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、雇用・能力開発機構法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石橋大吉君。

○石橋委員 大臣、おはようございます。きょうは少しおくれられるというような話でしたが、初めからお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

きょうは十二時から本会議も予定をされておりますので、非常に限られた時間ですが、初めに幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、雇用促進事業団が廃止になって新たに雇用・能力開発機構になる、それに伴って、従来雇用促進事業団がやっておりました事業の中

で、廃止になるというか解散されることになる移転就職者用宿舎あるいは福祉施設の扱いなどについて、幾つかお伺いをしておきたいと思うので

まず、移転就職者用宿舎についてであります。現在の利用状況を見ますと、平成九年で、運営戸数が十四万四千三百二十三戸、入居戸数が十一万七千七百九十二戸、うち移転就職者等の入居戸数は二万九千七百七十戸で、空き家が二万六千五百三十一戸。入居戸数に対する移転就職者の入居率は二五・三％。こういう状況になっておるようであり

また、移転就職者用宿舎の入居期間別入居戸数の状況を見ますと、入居期間が三年未満が四万一千六百七十一戸、三五・四％。三年以上が七万六千二百二十一戸、六四・六％。そのうち三年以上七年未満が三万七千八百九十九戸、二六・一％。七年以上が四万五千三百三十二戸、三八・五％。こういう状況になっているわけです。

宿舎の家賃について見ますと、宿舎が暫定的に利用される住宅であること、宿舎の構造、面積等が第二種公営住宅に準じたものであること、宿舎の入居者が第二種公営住宅に転居しやすいようにすることなどから、低所得者を入居対象とする第二種公営住宅の家賃水準を参考に決定されておいて、民間の賃貸住宅より相当安の家賃になっているわけであり

第二種公営住宅との比較を見ても、平成四年度ですが、最低では公営住宅の方が、相当古い住宅があつてのことだろうと思いますが、宿舎の十分の一程度の水準で、最高の家賃を見ると宿舎の方が公営住宅の約六割の水準でありまして、これを民間のアパートとかマンションなどの家賃に比べれば、かなり低い家賃になっているわけであり

しがありますけれども、〇・四％と非常に割り増し率も低い、こう思うのです。

しかし、そういう低い家賃、しかも約二割は空き家になっている、こういう状態にもかかわらず、全体の収支状況というか経営状況はおおむねとんとんだ、こういう話を聞いているわけであり

ますが、こういう低家賃でしかも空き家があつてとんとん、こういう比較的経営状態がいいというか、その秘密、原因はどこにあるのか、この点をまず伺っておきたいと思うので

○渡邊(信)政府委員 移転就職者用宿舎の入居状況あるいは家賃等の状況は今議員御指摘のとおりであります。

平成九年度の収支の状況を見ますと、家賃収入が三百七十三億円でございましたが、支出の方は、管理のための人件費あるいは固定資産税あるいは改修の経費等で三百七十一億円でございまして、二億円の剰余が出ていますが、これは改善費のために積み立てているというふうなことで、この移転就職者用宿舎につきましては、狭隘なものは二戸を二戸にするというふうな工事もやっておりますが、そういったものを含めまして、これまで収支はほとんどとんで来ております。

秘密ということもないので、今委員御指摘のように、家賃の設定は近隣の公営住宅の家賃を参考に設定しておりますし、入居率も八三％ということですから、これはかなり高い方ではないかというふうに思います。それから家賃も、原則として五年に一度は見直しをするということにしています。平成十一年度もその見直しの年に当たっています。それから管理も、直接事業団の管理というよりは公益法人に委託をしてお

ているというふうな状況でございます。

○石橋委員 雇用促進事業団が解散をされる、それに伴って、さつきもちよつと言いましたが、移転就職者用宿舎は、関係自治体あるいは民間もあるでしょうが、譲渡することになっているわけですね。そこで、雇用促進事業団の解散からこれらの宿舎等の譲渡までの間の管理運営について、念のためお聞きをしておきたいと思うのです。

今申し上げましたように、現在の宿舎の運営実態を見ると、かなり安い家賃だ。しかも、入居率は非常にいい方だとしても、まだ二割ぐらいはあいている、こういう状況。それから三年以上の長期の利用者が六割を超えている、こういう状況。こんなことから見ると、移転就職者用のごく短期の入居を前提条件にしたこの宿舎の本来の性格からいえば、実態はかなり違ったものになっているのではないかと、こういうふうにも思われるわけがあります。

まあ、それでも今よりもっとと家賃を下げる、こういう意見もあるようですが、しかし、雇用促進事業団から自治体だとか民間にこういうものを移管するというか譲渡するということは、やはりもう少し経営効率を高めるべきじゃないかと思う。よく民間活力の導入など、こう言われるわけですが、そういう議論もあると思うのです。そういう意味では、もうちよつと家賃も上げてもいいんじゃないか。あるいは、入居の資格要件などはもう事実上有名無実に近い状態になっているのだから、必要最小限度、移転就職者のために必要な戸数は確保するとしても、その他についてはそういう入居条件なんかはやはり緩和するか撤廃してもいいんじゃないか、こういう感じもするわけがあります。

いずれにしても、譲渡を前提にした管理運営というところにこれからはなすと思うのですが、そういうようなことについて、どういう管理運営をされるのか。従来の方針をあくまでも踏襲されるのか、この際かなり思い切った運営の方向というものを考えられるのかどうか、この点を二番目に伺

つておきたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 新法人の設立に伴いまして住宅も譲渡をするというふうなことにしておりますが、譲渡ができるまでの間は新法人において管理をするという規定になっております。そこで、譲渡ができるまでは、従来の移転就職者用の住宅であるという基本的な性格は変わらないわけでありまして、新機構になってその住宅の性格を基本的に改めていくということとは難しいのではないかと、こういうふうに思っております。

今、確かに本来の入居目的で入っておられる方は二五％ぐらいで、残りの方については、安定措置を認めた場合、住宅の困難な労働者について貸しておるといふことでございますが、いずれにしても、移転就職者、あるいは員外利用といひますか、そういうことで入っている方にしましては、臨時的な一時的な住居であるという性格は踏襲すべきだといふふうに思っております。現在でも、長期の入居者についてはできるだけ早期の退去といふものの働きかけをやっております。

こういったことはこれから続けていく必要がありますし、またこれから譲渡といふことになりまして、できるだけ近隣の公営住宅の紹介とか住宅に関する情報の提供とか、そういうこともしながら、譲渡が円滑にできるようにする必要はあるといふふうに思っております。

○石橋委員 次に、勤労者福祉施設の関係についても同じような質問をさせていただきたいと思うんですが、勤労者福祉施設の現状を見ますと、勤労者体育施設、A型、B型合わせて千二百二十九カ所、共同福祉施設が三百二十カ所、勤労者野外活動施設、A型、B型合わせて約七百七十カ所、勤労者総合福祉センター、A型、B型合わせて二百二十三カ所、こういうものを代表にして全国で約二千ぐらいの福祉施設があるようですが、そのほかにも港湾労働者用宿舎が五百八十戸ある、こういうふうになっているわけですか。

福祉施設もかなり多様な性格を持ったいろいろな福祉施設があるようですが、この福祉施設の全

般的な経営状態について、わかればこの際伺っておきたいということがまず一つ、このうち勤労者福祉施設の宿泊施設などの状況については、資料がありましたからちよつと見ましたが、宿泊施設の関係については、全体の施設の数が約六十ありまして、赤字経営が三十八ぐらいじゃなかったかと思ひます。約六割の施設が宿泊施設に限つていへば赤字経営、こういうことになっているようでありまして。

その辺も含めて、経営実態がどうなっているか、お聞きをしたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 勤労者福祉施設には、体育施設や共同福祉施設等のいわゆる小型の施設、これが一千九百六十八現在設置をされております。それから、サンブラザとかいわゆるハイツ、いこの村といふような大型の施設が七十一施設ございまして、二千余の福祉施設が現在あるわけでありまして。

このうち一千九百六十八の小型施設で申し上げても、これにつきましては自治体に運営を委託しております。自治体がさらに公益法人等に運営の委託をしておるといふことになっておりまして、基本的に管理運営は地元の自治体が責任を負って行っているとなつておりますので、私ども、その収支の状況は、これらについては把握をしております。

後者の、サンブラザ、ハイツ等の大型の施設につきましては収支の状況を把握しておりますが、これを平成九年度の収支状況について見てみますと、これは七十一施設のことですが、収入が一施設平均で五億七千八百万円、支出の方が一施設平均で六億五千万円となつておりまして、収支差が一施設平均二千六百万円ぐらいの赤字になつております。この赤字施設は四十五施設に上つておりまして、七十一施設中六三％ぐらいになっているわけでありまして。

この収支に赤字が生じた場合の処理ですけれども、都道府県に委託をしております六十施設につきましては、借入金あるいは地方公共団体がみず

から補てんをするというふうなことで賄つていと思ひます。その他の十一施設につきましては、過去に積み立てておりました剰余金を取り崩すというふうなことで現在補てんをしております。

○石橋委員 これについても、今大体経営は自治体などに委託をしているというか自治体が直接やっているというか、公益法人なんか小型のものは委託して運営しているということですか、これは余り問題がないかなという感じがするんですが、宿舎にしてもこういう施設にしても、譲渡するに当たつてかなり長期的な計画みたいなものが必要なんじゃないか、こういうふうにお聞きなのですが、その辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○渡邊(信)政府委員 この法律が成立しますと基本的に譲渡を行つていくということですが、その譲渡の相手は、この施設はもと自治体の強い要望によつて設置されたものが大部分でありますし、特に福祉施設については、土地は自治体から提供していただいているというか、土地は提供していただいてこれを事業団が借り受けているというふうなことでありますので、基本的には自治体への譲渡といふことになると思ひますけれども、これは自治体の意向をよく聞きながら、譲り受ける意思があるかどうか、どういう条件ならばというふうなことをよく調査をした上で、譲渡の計画といふものもそれから考えるということになるのではないかと、こういうふうに現時点では思っております。

○石橋委員 今の質問の続きですが、主として移転就職者用の宿舎にしても福祉施設にしても自治体に譲渡をする、こういうことが基本になろうと思うのですが、しかし、現在の自治体の財政状況などから見て、果たしてうまく譲渡できるのかどうか、率直に言つて大きな疑問と心配をせざるを得ないような感じでおるわけですか。

最近の地方財政の現状、状況についてちよつと申し上げますと、この五年間大幅な財源不足に悩まされておまして、平成六年度の財源不足は五

兆九千億円、七年度が七兆円、八年度八兆六千億
円、九年度五兆九千億円、十年度五兆四千億円、
平成十一年度の財源不足は十三兆円ぐらゐになる
んじゃないか、こう言われているわけでありま
す。

不況の長期化、あるいはたび重なる景気対策の
一環として公共事業を賄うために地方債の大幅発
行をしたなどによりまして、平成十年度末で地方
財政の借入金金は百七十六兆円に達する、こう言わ
れているわけでありまして、また、公債費負担比率
が警戒ラインの二五％を超える自治体が全体の半
分を超えて千八百四十七団体、平成九年度の推計
ですが、こういうことになっておりまして、この
公債費負担比率の上昇が自治体における公共事業
受け入れの大きな障害になっている、こういう状
況になっているわけです。

このような危機的な地方財政をさらに混乱に陥
らせる可能性があるのが第三セクターの深刻な経
営状態だ、こう指摘をされているわけでありま
す。

去年の秋、毎日新聞が実施した、都道府県や政
令市の出資する第三セクターの経営実態調査によ
りますと、調査対象になった三セクターの数が六百七
十八社、赤字の三セクターの数が二百八十二、九七年
度決算ですが、民間ならもう完全に倒産する、こ
ういう状況になっておる債務超過の会社の数が四
十九社に上っているわけでありまして。

こういう地方財政の非常に深刻な危機的な状況
を考えたときに、最初に申し上げましたように、
果たして移転就職者用の宿舎、福祉施設の譲渡が
うまくいくのかどうか。宿舎と福祉施設とはか
なり違いますから、今説明があつたように、福祉
施設の譲渡は現にかなりのものが自治体の要望に
よつて建設をされ、また自治体も運営にかかわつ
ている、こういうようなことからすれば、施設の
性格もありまして、比較的福祉施設の方は受け入
れてもらえるかなという感じがするのですが、問
題は移転就職者用の住宅十四万戸分、これが果た
してうまく譲渡できるのかどうか、大変心配をし

ているわけでありまして。

この点については、大事な話ですから、ひとつ
大臣の方からちよつと答弁をいただきたい、こう
思います。

○甘利国務大臣 確かに先生御指摘のとおり、今
地方自治体の財政は非常に厳しい状況下にあるま
す。そして、現在の雇用促進事業団が所有をして
おります雇用促進住宅あるいは福祉施設の利用に
関して、今の形態でその支障が生じていないわけ
でありまして、確かに、スムーズに右から左へ
譲渡が進むとは思っておりません。

ただ、先生も今御指摘のとおり、福祉施設につ
きましては、土地というのは地方自治体が所有し
ている例が非常に多いございまして、現実には、三
十件ほどはもう既に譲渡が終わつて、自治体の意
向に沿つた使用がなされているわけでありまして。

どちらが先に進むかといえ、福祉施設の方が
移転はしやすいと確かに私も思うのであります
が、いざしにいたしまして、自治体の意向とす
り合わせをしながら、スムーズに移転が進むよう
にいろいろと努力をしていきたいというふうに思
つております。もちろん、そう簡単ではないとい
うことはよく承知をいたしております。

○石橋委員 移転の状況いかんによつては、雇用
促進事業団を解散して民間に譲渡する、こういう
形でやるにもかかわらず、十年たつても二十年た
つても事実上譲渡ができない、結果、国鉄清算事
業団じゃないけれども、事実上解散が名前ばかり
になつてしまふ、こういうようなことになりかね
ないような面もあるかなと思つていますので、ぜ
ひひとつそういうことがないように頑張つていた
だきたい、こういうことをお願いしておきたいと
思います。

次に伺いたいのは、今度の省庁再編によりまし
て厚生省と労働省が労働福祉省ですか、に変わ
る、こういうことでもありますから、こういうこ
とにも関連をしまして、移転就職者用の宿舎、全
国で十四万戸もあるわけですが、こういうものの
譲渡、処理と厚生省の新ゴールドプランなどを結

合させて有効利用なり処理の仕方というものを考
える手が一つあるんじゃないか、こういう感じが
するわけでありまして。

御承知のように、九四年の十二月十八日にス
タートした新ゴールドプラン、高齢者福祉サービ
ス施設として、例えば、在宅サービス施設として、
ホームヘルプサービスセンターを一万カ所、ショ
ー・ステイ六万人分、デイサービス、デイケア一
七万人分、在宅介護支援センター一万カ所、老人
訪問看護ステーション五千カ所、施設サービスと
して、特別養護老人ホームを二十九万人分、老人
保健施設二十八万人分、高齢者生活福祉センタ
ー四百カ所、ケアハウス十万人分、こういう整備目
標を立てているわけでありまして、恐らく、この目
標どおりこれが順調に進んでいるという状況には
ないんじゃないかというふうにも感ずるわけであ
ります。

そういう意味では、せっかく労働福祉省で省庁
も一本化をす、この宿舎の譲渡、処分とこれを
結合させていけば新ゴールドプランの目標達成も
比較的容易じゃないか、国民の福祉にも役に立つ
のではないか、こういう感じがしているわけであ
ります。この辺について、どういふふうにお考え
なのか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 新ゴールドプランは、マンパ
ワーの整備と施設整備と、両方相まって初めて可
能なわけでありまして、先生御指摘のとおり、比
較的順調に進んではいますけれども、自治体によ
つては施設整備がタイムラグを持っているところ
も当然あるかと思ひます。

これらの移転用の施設を、例えば特養老人ホ
ームに使用するかゴールドプラン関連に使用する
選択も当然あるかと思ひます。

ただ、いざしにいたしまして、受け取つた側に意
思がありますから、どう利用するかは自治体の判
断であります、確かに選択肢としてはそういう
方法も、方向もあろうかと思ひます。

○石橋委員 うまく譲渡ができればいいんです
が、かなり難しいんじゃないか、こう思ひますの

で、今言つた新ゴールドプランと結合させたりす
れば比較的スムーズに譲渡あるいは解決可能じゃ
ないか、こういうふうにも考えますので、特に省
庁一本化で新しい労働福祉省がスタートしたら、
その時点でまたしつかり御検討をいただきたい、
こういうことを要望しておきたいと思ひます。

もう一つ、この移転就職者用宿舎については公
的な賃貸住宅に転換をする、こういうようなこと
も当然考えられると思うんですが、この辺はどう
ですか。

○渡邊（信）政府委員 雇用促進住宅は、もともと
自治体の強い要望に基づいて設置されたものが大
部分であります、先ほど少し申し述べました
が、かなり多くの部分が、安定期間が満了をして、
住宅がなかなか見つからないために職の安定を得
ることが難しい、そういった労働者に対してこの
雇用促進住宅への入居を認めているわけでありま
す。そういうことでは、地元の方の住居の確保、
安定といひますか、そういった点でもかなりの役
割を従来から果たしてきておりますし、その地域
地域における公営住宅の一種としての位置づけも
十分にあるのではないかとこのように思つており
ます。

そういうことで、自治体の方に譲渡できるとい
うことになつたその後の使用については、実際に
現在も住んでいる方が多いわけですから、公営の
住宅として活用されるということは大変意義があ
るのではないかとこのように考えています。

○石橋委員 続いて、雇用開発に関するることにつ
いて一つだけ伺つておきたいと思ひます。

御承知のように、一月の完全失業率は四・四％
で過去最高だ、完全失業者が二百九十八万人、一
月の有効求人倍率〇・四九、こういうふうに雇用
失業情勢が大変厳しい状況になつて、労働省や、
雇用開発に対する非常に切実なニーズ、要求が全
国的にあると思ひます。そういうことを前提
にしながら雇用促進事業団における雇用管理など
の仕事をみますと、かなり広範多岐な仕事になつ
ているわけですね。

雇用開発、雇用管理に関する仕事をちよつと挙げてみますと、企業に対する雇用管理全般についての相談とか、中小企業の人材確保のための相談援助及び助成金の支給、それから労働保険事務組合に対する助成金の支給、介護労働力確保のための援助、育児及び介護休業者の円滑な職場復帰を支援するための奨励金の支給、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定のための相談援助及び助成金の支給、勤労青少年に対する職業相談、派遣労働者の雇用管理改善のための相談援助及び助成金の支給など、かなり幅広い仕事をやられている、こう思うのです。

しかし、これが各地域のレベルになりますと、地域の雇用センターがこれを現場でやっていると思うのですが、各県に一方所、県庁所在地に一方所だけしかないわけですね。完全雇用状態が続いておれば案外そういうことは比較的少ないかもしれないませんが、雇用失業情勢が厳しくなる、企業の経営も厳しくなる、同時に、今言ったような仕事に対する需要というかニーズというか、そういうものはぐつとまた広がってくる、多忙になってくる、こういうふうに思うのです。

そういう意味でいうと、各県一方所ではやはり非常に利用者にとって利用しにくいんじゃないか、またサービスを提供する方からいっても不十分な面がやはりあるんじゃないか、できれば全国の市町村に一方所ぐらいそういうのがあってもいいんじゃないか、こういう声もあるわけですね。せめて職業安定所並みに、全国六方所ぐらいあるようですが、職業安定所並みの窓口があれば利用者にとつては非常に都合が、こういう声も聞くわけでありませう。

この辺は、雇用開発に関する業務を実施していく上で大変重要な問題点の一つではないか、こう思っていますので、この際、この辺をどういうふうな今後展開していくつもりか、できれば今言ったような方向でもっと充実強化をしてほしい、こういうふうなふうに思うのですが、どうでしょうか。

○渡邊(信)政府委員

現在、雇用促進事業団は、

本部のもとに各都道府県に一方所ずつ雇用促進センターというものを設置して、今委員御指摘のような仕事を行っているわけでありませう。

特に、このセンターは、さつきおっしゃいました事業主の方の雇用管理全般の相談、そういったことで大変利用されておりました、勤労者の雇用の改善等に大きな役割を果たしていると思ひますし、また、いろいろな助成金の実際の支給事務もここでやっているものが多いわけでありませう。

特に、さきの国会で成立をさせていただきました中小企業労働力確保法、これは新しい雇用の場の創出に大いにこれからの必要な仕事だと思ひますが、その計画の認定は都道府県知事が行いますが行うというところで、そのときの御議論として、実際にこれが活用されやすいという御指摘もございまして、ただ、いろいろと行革を進めていかなければいけない、政府がスリム化をしていかなければいけないという中で、この箇所をいろいろとふやしていくというところは、現実にはなかなか難しい問題があるかと思ひまして、できるだけ機能の強化ということで対応していきたいというふうに思っております。

例えば、大体県庁所在地にありますから、地域によつては大変この利用が不便だというふうなことも実際にあります。そこで、例えば申請書類は郵送でももちろんいいし、ファクス等でもこれを受け付けるといふようなことを従来からやっておりますし、最近では、電子メールによつてこれを受理するというふうなことも始めております。

また、先ほど申しましたが、中小企業労働力確保法、これは実際に使われることが必要なわけですが、そのためにいわば巡回相談員というふうなものをセンターに配置いたしまして、この相談員の方が安定所に出かけていきまして安定所で相談を受け付ける、あるいは申請を受け付ける、こういったふうなサービスをしたいというふうに思つておられます。

全県一方所でありませうけれども、そういったことで利用についてはできるだけ手を広げていきたいというふうに考えております。また、いろいろ現在助成金があるわけですが、主要な安定所にその助成金を一括して相談できる窓口を設けてまして、そこでこの雇用促進センターの扱っている助成金の情報も提供する、あるいは申請書の様式の提供もする、こういったサービスをしたいというふうに思っております。

というところで、現在は、各県確かに一方所の設置であります、機能面を充実することによつてサービスの拡充をしたいというふうに考えているところでありませう。

○石橋委員 ぜひひとつサービスの向上に向けてさらに一段と努力をしていただきますようにお願いをしておきたいと思ひます。

続いて、職業能力開発業務の関係についてちょっとお聞きをしたいんですが、新しく雇用・能力開発機構が設立されるわけですが、それに伴ひまして、二十六ある職業能力開発短期大学のうち三校を廃止して十程度の職業能力開発大学校に再編成する、あるいは職業能力開発促進センター六カ所を廃止して合理的に再配置をする、より高度な職業能力及び企業の新分野展開に対応できる人材の育成に効果的な教育訓練をする、そういうことに重点を置く。

そういうようなことや、今言った職安と提携してそういう問題についての選択肢を整備していく、こういうことも考えられているようですが、雇用失業状況が厳しくなつて、自発的でない失業者がふえる、新たに就職をするためにはどうしても技術を身につけなければいけません、しかも、その技術もできるだけ高度な技術を身につけなければいけません、こういう意味での職業能力開発事業に対する期待が非常に高まつておる、こういうふうなふうに思ふんです。

新機構を設立されることによつて、全体として、この雇用・能力開発ということについてどういう構想で充実強化をされ、それを必要とする人々の期待にこたえようとしておられるのか、全体の構想についてまず伺つておきたいと思ひます。

○日比政府委員 ただいまの、新機構における職業能力開発業務といふことが、職業能力開発をどう進めていくかということでございますが、今先生の方から数字等も挙げていただきましたが御紹介賜つたようなことで、いわゆる施設といたしましては、こういう行政改革等の折でもございまして、職業能力開発促進センターにつきましては、再配置というところで、一割程度は減らしつつ、しかし必要な地には置く、また短期大学校につきましては、来年度から三カ年度ほどかけて十校程度の大学校化を図り、いわゆる高度化を図っていくというふうなことで考えております。

いわゆる能力開発施設につきましてはそういう整備あるいは再編成といふものを進めてまいりたいと考えておりますが、もともと職業能力開発そのものにつきましては、御案内のごとく産業構造の転換する中、あるいはいろいろと国際問題等ある中で、職業能力開発ということが働く方々などなにとつても非常に重要な課題になりつつございまして、この動きといふのは強くなることはあつても弱くなることはないだろうと思つております。

その中で、基本的には職業能力開発が多様な形で、またその機会を提供する人も、国とか公共団体だけじゃなくて、民間の教育訓練機関というものも含めまして、訓練機会を提供する人も多様化し、また内容も多様化する。そうしまして、内容面におきまして、もちろんいろいろの方々がおられますので、すべての訓練内容が一律に高度化ということはないと思ひますけれども、技術的な問題、あるいはホワイトカラーの場合もそうであると思ひますが、高度化が求められるものが非常に多い。そういう中で、多様化を図りつつ高度化を図っていくということが基本にならうかと思つております。

人々の期待にこたえようとしておられるのか、全体の構想についてまず伺つておきたいと思ひます。

○日比政府委員 ただいまの、新機構における職業能力開発業務といふことが、職業能力開発をどう進めていくかということでございますが、今先生の方から数字等も挙げていただきましたが御紹介賜つたようなことで、いわゆる施設といたしましては、こういう行政改革等の折でもございまして、職業能力開発促進センターにつきましては、再配置というところで、一割程度は減らしつつ、しかし必要な地には置く、また短期大学校につきましては、来年度から三カ年度ほどかけて十校程度の大学校化を図り、いわゆる高度化を図っていくというふうなことで考えております。

いわゆる能力開発施設につきましてはそういう整備あるいは再編成といふものを進めてまいりたいと考えておりますが、もともと職業能力開発そのものにつきましては、御案内のごとく産業構造の転換する中、あるいはいろいろと国際問題等ある中で、職業能力開発ということが働く方々などなにとつても非常に重要な課題になりつつございまして、この動きといふのは強くなることはあつても弱くなることはないだろうと思つております。

その中で、基本的には職業能力開発が多様な形で、またその機会を提供する人も、国とか公共団体だけじゃなくて、民間の教育訓練機関というものも含めまして、訓練機会を提供する人も多様化し、また内容も多様化する。そうしまして、内容面におきまして、もちろんいろいろの方々がおられますので、すべての訓練内容が一律に高度化ということはないと思ひますけれども、技術的な問題、あるいはホワイトカラーの場合もそうであると思ひますが、高度化が求められるものが非常に多い。そういう中で、多様化を図りつつ高度化を図っていくということが基本にならうかと思つております。

先ほど申し上げました施設につきまして、もういふような観点から整備してまいりたいと考えております。

○石橋委員 さつきも言いましたように、能力開発に対する期待や要望は非常に強くなつておると思いますが、ぜひひとつこの充実強化に向けてのさらなる努力をお願いしておきたいと思ふんです。

きょう十二時から本会議がありますので、後の質問の方のこともあつて、私は少し終わりを早めたいと思つていますが、最後に、職員の合理化というか定数の合理化、当然、特殊法人の合理化の方針に沿つて人員の削減だとか機構の再編だとか、そういう問題が大きなテーマになつておると思ふんですが、この職員の定数の合理化等に関連をして、与党の議論の場でも、労働者の雇用についてとかく万全を期する、そういうことが再々にわたつて確認をされていくわけでありまして。

当然、これらの点については、関係の労働組合などとも協議をしながら、賃金の低下だとか労働条件の低下だとか、そういうことが生じないように、そういうことも配慮をしながら円滑な処理をしてほしい、こういうふうには思いますが、この点について伺つて、少し早いですが、後の都合もありましてから私の質問を終わりたいと思ひます。どうですか、大臣。

○渡邊(信)政府委員 平成九年五月の与党特殊法人改革協議会におきまして、「特殊法人等の整理合理化を行うに際しては、いささかも雇用不安を招来することがないよう、雇用問題に万全を期す。」あるいは「雇用対策を進めるにあたっては、給与水準の低下や年金支給額の低下など、労働条件の悪化を招かないよう留意する。」というふうな決議をされていくわけでありまして、私ども、今回のこの組織の改編を進めるに当たりまして、できるだけ合理化を進めなさいいけないというふうな考へる一方、この与党の協議会の了解事項もよく踏まえながら対応していきたいというふうな思つておるわけでありまして。

私ども、この間事業団とも話を進めながら、平成十一年度におきましては、新機構への移行に伴つて百六名の人員減をするところを考へておりますが、これは解雇者を出さないで欠員不補充で対応できるぎりぎりの線かというふうな思つております。そのためには、業務の一部移管とか、先ほどから申しております業務の廃止とか、そういった業務量の見直しもしながら進めていくわけでありまして。

そういうことで、これから事業団労使あるいは労働省と事業団と、話し合いを、よく意思疎通をしながら、この了解事項を踏まえながら対応していきたいというふうな考へております。

○石橋委員 それでは、ぜひその辺をよろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○岩田委員長 次に、前田正君。

○前田(正)委員 私は、改革クラブの前田正でございます。公明・改革を代表いたしまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず最初に、大臣におかれましては、今まさに参議院の予算審議の最中でもございます。連日いろいろと大変お忙しい中でございまして、たゞれども、私も随分心配をしておりましたこの間のG8の労働大臣の会議、雇用サミット、二十四日から二十八日、開かれておたつたわけでございますが、ぜひ大臣にも行つてもらいたいというふうな思つておりました。しかし、予算の関係があつて行けるか行けないかというふうなこともいろいろあつたやうでございしますが、皆さん方の御理解を得て、大臣がワシントンに行かれ、NHKのニュース等で大臣の活躍ぶりを報道されていること、私も大変感激をしながら見ておたつたわけでございます。

そういうことから考へ、今、日本も、御承知のとおり非常に不況の中で雇用という問題が大変大きく社会でも取り上げられておるわけでございます。その中で、大臣として行かれ、また大臣として日本の現状を各国に訴えられ、その辺どういふふうな成果があつたのか、あるいはまた大臣が行かれてどういふ御感想を持たれたのか、その辺をまずお聞かせをいただきたい、かよう思つております。

〔委員長退席、石橋委員長代理着席〕

○甘利国務大臣 前田先生や委員長を初め多くの皆さん方の御理解のもとに、参議院の予算委員会総括中にもかかわらず、国会史上初めて、その間に国際会議に出るということができました。本場に感謝を申し上げます。

私は、G8労働大臣会合に出て本当によかつたと思つております。この会議は、第一セッションと第二セッションから成りまして、第一セッションは各国の雇用戦略、労働戦略といふんですか、施策の披露のし合いということでありました。第二セッションがILOと国際機関との連携のあり方について、こゝは相当な対立があつたところでありまして。

第一セッションに関しましては、私が口火を切つて日本の労働雇用政策、戦略の発表を行い、それに続いて数カ国が同じような発表をしたわけでありまして。第一セッションで思ひましたことは、同じ雇用失業に対するとらえ方でも、欧米と日本は随分違うなということでありました。この随分違うなということの根源は何かというと、通年採用と日本のような新卒一括採用との違い、あるいはいふゆる日本型の終身雇用、年功序列と能力主義との違いという点だつたと思ひます。

日本の雇用形態というのなかなかいいところがあつたというところを感じたと同時に、もう少し労働移動に関して柔軟性を持たせてあげる、これは何も経営者側への配慮ではなくて、働く側の自由意思が発揮できるように整備をしてあげるといふことも大事だということを感じました。もちろん、欧米側も日本のよきを取り入れてもいいんだらうなということを感じました。

失業対策に関しましては、割と自信を持って帰つてくることができました。それは、欧米が必死に

に取り組んでいる施策は、濃淡は別として、既に我々が取り組んでいるものが多うございまして、そういう点では日本は全く引けをとつていないという自信を持ちました。それが第一セッションでありました。

第二セッションに関しましては、実はこれは正直、大議論になつて、最後までもめたところでありまして。労働基準をしっかりと定着をさせるという国際的な役割はILOが担つていくわけでありまして、もちろんこれからILOが労働基準の設定とその水準を引き上げていくということについては全責任を持つていくわけですが、それ以外の国際機関とどう連携協力をするかということに関しまして。

私の方は、ILOが労働基準に関する全責任機関として進めていくのに対して、ブレトンウッズ機関、つまり世銀であるとかIMFがそれを支援的にサポートをしていくということが理想的な形であるという主張をいたしました。これは自身は、各国の共感を博して、最終的に議長を取りまとめる中に盛り込まれたことではあります。もう一つ、アメリカとEU、フランスが中心に、WTOとの連携も殊に大事であるという主張をされたところでもあります。

もちろんILOとWTOというのは事務局間の情報交換みたいなものは当然今までもやつていくわけでありまして、これからそれはやると思ひますけれども、アメリカ、EU、フランスの主張は、中核的労働基準、コア・レーバースタンドार्ドと呼ばれるものに関してWTOの貿易制裁と連動させようというものでありまして、これは、私にとつては到底受け入れられない、もちろんアジアにとつても絶対受け入れられない項目であります。

アメリカの主張は、アメリカから見れば労働条件が悪い、賃金がかなり低いとかいうことは、労働条件が低いことをもつて競争力になつてくるんだから、その競争力をつけた生産物がアメリカに輸出されるとアメリカの国内生産が脅か

れる、そうすると国内生産に携わっている労働者が失業する。つまり、それは低い労働基準をもつて失業をアメリカに輸出をすることであるというのが彼らの主張でありますから、だからそれについては貿易制裁をかけて、労働基準を引き上げていくべきだということでありました。

私の方は、労働基準は引き上げなければならぬ、それは当たり前のことである、ただし、それは引き上げられる環境を整備することが大事じゃないか。引き上げたいと思ってもできないという国情があったとしたら、それを経済発展を促すことを通じて引き上げてやる、そういう中でILOが道義的に指導していくというのが本来の姿じゃないのだろうか。力で強引に押さえても、そのときは変わるかもしれないけれども、それは根本解決には全くなっていないのだから、もとのもくあみで、かえってひどくなるかもしれないよということでありました。これは、私が主張したのに対して、ドイツがすぐ賛意を表明してくれまして、イギリスも、おれもそう思うということを書いてくれました。

事務局会議と関係会議と並行で進みました。事務局もドンパチをやる、関係会議でもドンパチをやるという方法で、相互に情報交換をしながらパラルに進んでいくという会議の形をとったわけでありまして、おかげさまで支援的に連携をとるということが話が進んだわけであります。これはアジアがまたたつて見守ったところであつたと思ひますし、出席できたからこそそういう形にまとまったというふうに思っております。大変よかったと思っております。

〔石橋委員長代理退席、委員長着席〕

○前田(正)委員 大変詳しく御報告をいただきました。御活躍ぶりに期待をしておりますし、どうぞこれからも、その経験を生かしながら、労働行政にいろいろと御指導をいただきたい、かように思っております。

います。

今回のこの機構法は、特殊法人の改革に関する平成九年六月の閣議決定に基づいて、雇用促進事業団をたん解散した上で、その業務を見直し、中小企業の事業主への人材確保の支援とか、あるいはまた人材の育成のために特殊法人を設立するための、こういった関連の法律案だと理解をしております。

そこで、この機構法によって雇用促進事業団をどのように見直されたのか。つまり、新機構にはどのようにそういった意味での簡素化、合理化をされることになるのか、この辺を少しお尋ねいたしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 雇用促進事業団が新機構に移行するに当たりましては、まず、大変大きなスリム化は、従来設置をしておりました移転就職者用住宅あるいは福祉施設の設置をしない、さらに、これを譲渡することであることをこの法案の中に書き込んでいくこととあります。この点が一番大きい改革ではないかというふうに思いますが、そのほかさらに、従来行っておりました融資業務の一部廃止ですとかあるいは他の法人への移管、そういったことも考えております。

また、能力開発の関係では、職業能力開発短期大学校、二十六あるわけですが、これを一部大学校に格上げするというに伴いまして、短期大学校三校は今後廃止するということになっております。さらに、現在、全国六十六カ所配置をしております職業能力開発促進センター、これにつきましては全国的なバランスも考えながら六カ所のセンターを廃止した、こういったふうなことで業務の改編について考えております。

○前田(正)委員 そうすると、次に、これまで雇用促進事業団として様々な事業をやつてこられたわけでありまして、これまでも事業団が行つてきた業務のうち、民間などに委託をされようとしていたものがこの改革によってあるのかどうか、この辺をひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 従来、雇用促進住宅につきまして、その業務の管理等については公益法人に委託をしていたわけでありまして、この業務のうち、入退去とかあるいは退去の猶予の決定でありますとか、それから家賃の滞納があつた場合にその滞納者への督促の事務、あるいは退去の促進業務、二戸を一戸に改造するような大規模な改修、こういったものについては雇用促進事業団が従来は直接行つてきましたけれども、今回の業務の見直しによりまして、これら事業団が行つてきた業務は、この住宅の管理をしている公益法人の方に移管をするということと考えております。

○前田(正)委員 そこで、我々が一番注目するのは公益法人のことでございます。公益法人、いろいろいふばあるようでございます。要するに、今度の機構法の問題の中で、公益法人がその下にいろいろあつて、今申されたように、いろいろとした委託業務というものが行われておるわけでございますが、私は、この公益法人を今後どのように整理統合をしていくのか、この問題もやはり大変大きな問題だと思ひますが、この辺はどうお考えなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 現在、事業団が設置している施設には、その目的、性格によっていろいろな種類のものがあります。例えば、住宅は大変大きなものでありますし、そのほかの福祉施設につきましても、勤労青少年の育成というふうな観点から設置をしている施設がありますし、あるいは中小企業の勤労者のレクリエーションの施設として設置をしているものもあります。さらに、最近では、勤労者のリフレッシュ休暇制度に対応するというふうなことで設置をした施設もあるわけでありまして、現在はそれぞれの施設の性格、目的に応じて、それぞれ得意の分野とする公益法人に運営の委託をしているところであります。

かつ、それらは基本的には独立採算で運営を行っておりますし、現在、事業団が直系的にやつておりますもの、例えば勤労者福祉振興財団というふうなものもことしの四月からは独立採算の方式に移行する、あるいは、先ほど申し上げましたが、住宅の管理運営をしております協会につきましては、これは独立採算の範囲で行つていくというふうな、それぞれの能力、ノウハウを生かして、現在、事業団の施設の管理運営を行つていくかというふうな思つております。

当面は、さらにこれらの受託を受けている公益法人の効率化あるいは合理化等に努めながら、基本的にはこれらのものに委託を続けていきたいというふうな考えておりますが、いずれにしましても、将来のあり方につきましては、これからの施設の動向等を見ながら十分検討しなければいけない課題であるというふうに考えております。

○前田(正)委員 公益法人、財団法人、例えば雇用振興協会というのが東京都千代田区鍛冶町二丁目二番一号にあるようであります。理事長が野崎さん、役員以下職員数が千五百三十五。これは主に移転就職者用の宿舎、あるいはまた港灣労働者用の宿舎、こういうものを事業団から委託を受けてやつておられるようであります。

この千五百三十五人のうち、住宅用の管理人、こういう方が説明を聞くに非常に多い。そのうち千二百三十七人が実はその宿舎のための管理人ということになっておるといふことでございます。宿舎数が約十四万戸ぐらゐるわけでありまして、かなりの数の管理をしなければならぬということからこれだけの管理人を置かなければいかぬということだろう、私はそう理解をするわけでございますが、しかし、こういうのも一遍見直しながら、できるだけやはり簡素化する、小さくまとめていくということが大事なことで、私はそのように思つております。

そのほか、勤労者福祉振興財団、これが職員数が二百十五人。さらに日本勤労福祉センターという財団法人、これは職員数が三百二十三人おられます。また勤労者福祉施設協会、これには職員数はわずから十一人しかおられない、こういうこととあります。さらにまだまだ、これは言いますと切

りが無いのですが、勤労者リフレッシュ事業振興財団、これは職員が百二十六人おられます。それから海外職業訓練協会、これは四十三人です。

こういった、いわば公益法人、財団法人等々があつて、事業団から委託をしてそれぞれ事業を行つておる、こういうことになるわけでありましてけれども、私は、この中でも十一人とか四十三人とかいう小さなものなんかは、できるだけその財団法人ももう少し見直していただいて、統廃合していく中でともなう事業の委託というものができるだろうと思ひますし、また、この中には、申しわけないけれども、労働省から天下つていらっしゃる方がたくさんおられます。

その中で退職金をもらわれ、給料をもらわれておるわけでございますけれども、この退職金が果たして高いのか、あるいは給料が高いのかということ、私は、私もそれはわかり知れないところがありますけれども、しかし、こういうことを今度の新機構の中でやはり見直して、できるだけこの新機構の中でスリムにすることによって利用する施設をその分安くやつてあげるといふことが、本来のこういった機構改革の中でも大きな問題であるというふうには私は思つておるわけでございます。

この辺についてできればお答えをいただきたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 行政改革の議論は、中央省庁だけではなくて、関連する特殊法人やあるいは公益法人についてもいろいろと問題点が指摘をされて改革を進めていくというふうにされているわけでありまして。

今おっしゃいましたような公益法人につきましても、当然、こういった基本的な方針のつとめて検討していかなければいけないというふうに考えております。

○前田(正)委員 それからあと、移転就職者の宿舎をいろいろと全国調査をして、いよいよこういったものも地方自治体でできるだけ譲渡を図りたい、こういうことであります。あるいはまた福祉施設等々についてもそういう方向に進めていくというところでございます。

しかし、この移転就職者の宿舎等々については、先ほどもお話がありましたとおり、本来の目的よりもむしろ三年以上とかあるいは七年以上、七年以上というところはさらにそれ以上の方々もたくさんおられるということでありまして、よくも、こういった方々がおかつつと続けてお居られておるわけでございます。今の話では、おい、おい、そういった方々に目的を周知徹底し、極力出ていってもらうような方向に指導はしていくというものの、しかし、一たん入居された方を外へほうり出すということは、なかなかこれは難しい面もあると思うわけでありまして。

こういう状況の中で、果たしてそういう条件で、お金の面もありますけれども、自治体としてそういうものを引き受けてもらえるかどうかというところには私は大変大きな疑問を持つてございします。しかも、その本来の目的のままで住宅を移行するのか、あるいは、それを譲渡する時点においてもう全く目的を変えてもいい、こうおっしゃつておられるのか。この辺どうお考えであるのか、お尋ねをさせていただきますと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 現在、移転就職者用宿舎は、もちろん基本的には移転就職者のための一時的な宿舎として設置をしているわけでありまして、これを譲渡するということになる場合には、その土地も基本的には地元自治体が整備をして事業団がこれを買上げて住宅をつくつたというふうな経緯、あるいは、実際の運用としては地域労働者の方にこれが利用されているというふうな経緯、こういったことを考えますと、やはり地方自治体への譲渡というものが中心になるというふうに思ひますが、この譲渡を受けた地方自治体がそれをどういうふうな活用していくのかということ、それは、それぞれの自治体の事情によつていろいろあるかと思ひますが、やはりこれは、基本的には住宅として設置をされて地域のいわば公共的

な住宅の一部の機能も実際には担つていふというふうなことを考えますと、公共的な住宅として使用されるというふうなことが望ましいのではないかと考えております。

○前田(正)委員 こういった宿舎並びに施設というものを我々としては極力そういう方向でやつてもらいたいと思ひますが、やはり、その中に入つていらつしやる方々というものの十二分に尊重しながら十二分に自治体との折衝をし、早急にできたらこういったものは譲渡を行つていただくようにお願いをいたしたいというふうに思つております。

次に、今回、新しいこの機構における本部というものを、これも首都圏からできるだけ地方にというふうなことから、今麹町にある本部を、今度は横浜の方へ移れるようでございますが、この辺の経緯についてまずお尋ねしたいと思ひます。

○渡邊(信)政府委員 特殊法人の主たる事務所の所在地というものはそれぞれの法律の中に規定するということになっておまして、現在、雇用促進事業団については東京都にこれを置くというふうになって、実際には麹町に置かれておるわけでありまして。今回、新機構の移転に当たりましては、これを「横浜市に置く」ということで法案の中に規定をしております。

これは、昭和六十三年の閣議決定、竹下内閣の当時でございますが、特殊法人につきましてもできるだけこれを東京都から移転するという決定がなされまして、労働省関係につきましても、労働福祉事業団と雇用促進事業団がその主たる対象とされたわけでありまして。

従来というか今日までこれで来たわけでありまして、今般、新機構に衣がえをするということに伴ひまして、主たる事務所の所在地もこの当時の決定に従ひまして横浜市に移す、こういったことで法案に規定をさせていただいたということでございます。

○前田(正)委員 そこで、本部の移転等の関係費

用について過日少し請求をいたしました。その移転に要する経費について、運送料が四千万ちよつと、それから、今のビルを原状回復するのに二億七千万、さらに本部移転整備経費、今度の新しいところにいるとした設備といひますか、何か、下にコンピュータを引くために床を上げた、あるいはところどころ仕切つたりするものが約十億円ほどかかる、それらによつて移転をする費用が十三億円ほどかかるという報告をいただいております。

一方、現在の本部賃借による経費というものは、事務所の借り上げ費用というのが一年間四億二千万、共益費が三千七百万、光熱費、水道料を含めて二千五百万、そういった経費が年間約四億八千万ほどかかつておるということでありまして。

一方、今度横浜で借りる事務所の、概算だと思ひます、どこに場所を決めるかというのはいくら考えなければならぬとおっしゃつておりましたけれども、事務所の借り上げ料というものが約八億九千万、共益費が二億四千万、それから光熱水道費が三千五百万、まあ敷金がかかるかどうかというのはまだ未定だとおっしゃつておられました。これだけ計算すると十一億七千万ということになります。

広さは、前の麹町が五千七百平米、今度の新しいところは八千平米で、ともに非常に大きな平米数だということでありまして、これから考えると、前の麹町が四億八千万、今度借りる新しいところが十一億、これは倍以上のお金がかかるということになるわけでありまして。

私も、新しいところへ移る、しかも麹町より遠いところへ移るということですから、市場としては普通は、横浜の方へ置くということになる。当然家賃も東京都よりも安くなるのかな、そういうふうな素人としては考えるわけでありましてけれども、しかし、平米数も多少高いことがあつてもやはりこれも倍の経費がかかるということは、私どもとしてもこれは納得のいかないような気がしますわけでありまして。

ならば、十一億円も年間使うのであれば、これは十年使ったら百十億円ということになるわけでありまして、私は、もういつそのこと新しい事業団は、できればどこかで金を借りて、あるいはそこで月々払っていくとか年間払っていくとかすれば、十年後には一つのビルが買えるんじゃないか、その方がむしろ将来としては安くつくんじゃないかという、これは単純な発想かも知れませんが、そういう思いをするわけでありまして、事業団としてビルを持つことが今いいのかどうかということも問われる時代でもあります。しかし、住都公団なんかちゃんと、本社ビルといいますが本部ビルというのを持っている事業団もあるわけでありまして、こういうことも踏まえて、どういう形が本当に安くつくのかということもやはりここで考えるべきではないかというふうに私は思うわけでございます。その辺について、ちょっとお考えをお伺いしたいと思っております。

○渡邊(信)政府委員 現在麹町にあります雇用促進事業団の本部は、これは大変古くから借りていて、ところであります、実際に大変手狭な本部というところになっております。

今般移転するに当たりまして、例えば事業主への説明会場をできるだけ広くとかあるいは障害者のための動線についていろいろ工夫しなければいけないだろう、そういうことを考え合わせますと、かなり面積も広いものを想定しております、近代的な情報機器が十分活用できる、そういうテナントビルを借り上げたいというふうなことも考えまして、面積も広くなるし借料も相当高くなるというのは御指摘のとおりであるうかというふうに思いますが、特殊法人で自社ビルを持っているのは大変希有な例でございまして、私も、発想としてはなかなかないことだということを考えたわけでありまして、できるだけ賃料等、低いところを借り上げるといことを検討していきたいというふうに現在思っております。

○前田(正)委員 例えばの話申し上げたわけでございますが、これからできるだけそういった事業団は簡素化し、スリム化し、あるいは人員も削減していく、こういう方向でございまして、今のところが狭い、広いところへ移りたい、これは人情として私もよくわかるわけでありまして、これは大きな場所を借りてやるということのいいのにかどうかということも、これも頭に入れていただいて、極力長い目で、どうすれば安くコストが済むのかというふうなことも考えてぜひ新しいビルにはお入りをいただきたい、あるいはまた、そういったことも踏まえてやっていただきたいということとを申し上げまして、質問時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○岩田委員 次、大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

今回の法案は、政府の行政機構改革の一環として、一九九七年の六月六日に閣議決定された特殊法人の整理合理化について、これに基づいて、今ある雇用促進事業団を解散して雇用・能力開発機構、これを新たに設立しようというものでありますけれども、新たに設立される雇用・能力開発機構の行う業務について、現在の雇用促進事業団の業務とどう違ってくるのか、ごく簡潔にお答えいただきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 新しい機構におきましては、従来事業団が設置しておりました移転就職者用宿舎あるいは勤労者福祉施設の設置は行わない、かつ既に設置をしたものについては譲渡等を行うというふうに行っているところが大変大きな相違であると思っております。

新機構におきましては、能力開発を主体としながら事業主のためのさまざまな支援、こういった業務に特化をしていくことを予定しております。

○大森委員 法案を拝見して、私は最初から、なぜ現在の雇用促進事業団を解散しなくてはならな

いか、こういう思いがしてきたわけなんです。要するに、今回の法案によって従来の雇用促進事業団から一番大きく違うのは、御答弁あったように、雇用促進住宅の建設、管理運営という業務と、福祉あるいは福利厚生施設関連業務からの撤退というのが一番大きな業務の変更ということと理解していると思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 御指摘のとおりかと思っております。

○大森委員 住宅業務からの撤退という、やはり一番大きな問題になるのは、現在の入居者、この方たちがどうなるのかという問題だと思っております。私もこの間、私の近くにも住宅がありまして、現地を見たりあるいは入居者の方からいろいろお話を伺いました。大家さんがかかるということになるわけですから、一体だれが大家になるのか、あるいは家賃は一体どうなるのか、強いていうなら不安も持ち兼ねるわけですね。

言うまでもなく、住まいは人権、住まいは福祉とも言われるわけなんです。私がお話を伺った方は、たまたま昭和三十年代に炭鉱関係で退職されて三十年代に建った雇用促進住宅に建った直後から現在まで三十年お住まいという方でありまして、けれども、お子さんたちもう独立されて、いわばそこが地域社会としての第二のふるさとになっている、できればいいの住みかとして過ごしていきたい、そういう思いなども持つておられるわけなんです。そういう愛着も生まれ、また、さまざまな人間関係も生まれているということであるわけなんです。ですから、家賃が高くなること、あるいは引越しがどうなるかと、さまざまな不安を訴えられるのは、これは当然だと思っております。

そこで、お聞きしますけれども、全国で約一千五百カ所、約十四万戸、三十八万の方々が現在お住みだということですが、入居者の年齢構成あるいは所得階層をどういうぐあいに把握しておられるでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 これは平成五年の一月に実施した実態調査でございますけれども、まず年齢構成について見ますと、二十歳から三十歳で二三・三、三十一から四十で三一・一というふうになっておりまして、二十歳から五十歳で七七・八、この層が大半を占めております。所得水準は、二百から五百九十九万円で全体の八〇・三というふうな状況になっております。

○大森委員 私がお会いしたりあるいはいろいろ調べた範囲では、かなり高齢の方が非常に多い。年金だけで生活されている方も少なくないわけですね。

そこで、所得階層についてなんですが、これは労働省の方からいただいた資料でも、一番多い階層が三百万円台、これが二八・九。それから一八・九、約二割が年収二百万円ですね。さらに二百万未満、これが九・二、約一割。ですから、約五割が三百万円以下ということになるわけですね。

それが今の入居者の生活実態だと思っております。そういう状況ですから、低所得階層の方が非常に多いというのが現在の大きな特徴ですね。したがって、家賃がどうなるかというのは、非常に強い関心、不安をお持ちになるのは当然だと思っております。

そこで、私はこういう入居者のために原則的な点を確認しておきたいと思うんですが、今回の法改正で雇用促進住宅の大家さんがかかる。これはもう入居者の意思等にかかわらない、関係のないことで、政府側の都合によるものでありますけれども、そういう状況から、入居者の悪質な長期の滞納などの事例は別として、原則として、いかなる理由があろうとも入居者の同意のないまま退去の強制をしたり、あるいは家賃、管理費などの一方的引き上げ、契約条件の一方的な改悪、こういったものは絶対にあってはならないということを、今不安をお持ちの三十八万の入居者の方々にぜひ大臣の口からその点お答えをいただきたいと思っております。

○甘利國務大臣 御指摘のとおり、この十四万戸

の雇用促進住宅には三十八万人という人が現在現実に入居をされているわけでありまして、結論から申し上げますれば、入居者の理解を十分に得ながら譲渡を行っていくこととでありまして、具体的に申し上げますと、地方公共団体等と譲渡について合意がなされることとなった場合には、その対象となる移転就職者用宿舎の入居者に対して、譲渡のスケジュール等についての説明を行うとともに、近隣の公営や公団住宅等に関する情報の提供、近隣の移転就職者用宿舎へのあつせん等も行っていくことといたしてあります。

雇用・能力開発機構におきましては、これらの措置をきめ細かに講ずることによりまして、入居者の生活に配慮しながら移転就職者用宿舎の譲渡を進めてまいりたいというふうに思っています。なお、譲渡後も引き続き居住する場合には、入居条件とか賃貸借契約は譲渡の相手方に引き継がれることになることとございまして、

○大森委員 最後の部分がちょっと聞き取りにくかったのですが、改めてお聞きをしたいのですが、今回の譲渡、その譲渡業務については、法案では附則の第十一条に盛り込まれていますが、法案ですが、譲渡業務は盛り込まれておりませんが、譲渡先については法案上は何ら限定をされていないということなので、まず、その基本的な考え方を聞きたいと思えます。

○渡邊(信)政府委員 この移転就職者用宿舎につきましては、まず、土地は地元の自治体が造成されたものを購入するというような形でつくってまいりましたし、設置自体について、地元の自治体からの要望が強いものについて設置をしてまいったわけでありまして、

そういったことで、この譲渡につきまして、法律はもちろん明記をしておりますけれども、実際の譲渡先というのは、地方自治体へ中心的に譲渡の働きかけをするということになると考えております。

○大森委員 法案に明記されていない、この点が

非常に心配だったわけでありまして、地方自治体を最優先、中心にするという点は、これは確認しておきたいと思えます。

特に、これは私の事務所でも調査したわけなんです、例えば、九七年、千葉県船橋市にある雇用促進住宅が、事業団から船橋市の第三セクターである船橋市街地改造公社に用地が払い下げられたわけなんです、実際は民間業者の宅地開発への名義貸しになっていたということで、千葉県あるいは市議会では大変大きな問題になったわけなんです。

もともと、先ほど述べられたような経過もあることで、加えて、雇用促進住宅の土地代、住宅建設費、そういうものは、雇用保険会計の雇用対策三事業の会計区分から支出されてきたもので、ですから、中小企業を含む事業主の負担金によつて少なくない部分が賄われてきたという経過からも、公共性が非常に高いという点からも、地方自治体最優先、そして中心にするという原則を貫いていただきたいと思います、これは先ほどの質疑にもありましたけれども、地方公共団体ではどういう考えを持っているのか、今承知されている範囲で答えただけですか。

○渡邊(信)政府委員 地方公共団体からいろいろ意見が寄せられておりますが、多くの地方公共団体からは、この移転就職者用宿舎につきましては、地域において労働力の確保あるいは職業の安定に大変大きな貢献をしているものであつて、引き続き運営の継続を要望するというふうな意見が多く寄せられております。

○大森委員 福祉施設、それから促進住宅、これを含めていいんです、労働省内に寄せられている要望は、四十七都道府県中四都県を除いて、四十三道府県が、現状のままでやってほしい、新法人あるいは国で維持運営してほしいというのが今現在では圧倒的な要望になっているわけですね。住宅に限っても、二十三府県、約半数の県が新法人や国による維持運営を要望されている。

これも先ほどの質疑でお話ありましたけれども

も、自治体財政は大変な状況の中で、築後三十年以上、こういう住宅も少なからずあるわけでありまして、そのまま引き受ければ補修費用なんか大変だということで、自治体側にそれを移譲するという点では、現局面ではかなり厳しい状況がやうにあるのではないかと。そういう意味で、私は、移譲の条件を本当に整えていくために、あらゆる知恵や制度等を活用していただきたいということをお願いしたいと思います。

例えばリフォームですね。内装、外装を含めたリフォームとかそういうものをきちんとやつて、居住条件、資産価値等を高めて自治体がいやすくするとか、それから、起債の条件、枠の拡大とか条件の緩和とか、そういうことも、関連する自治省などとの協議もやつて最大限の努力をやつていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 譲渡の条件等につきましても、当然、相手方自治体と十分協議をするということになると思えます、また、現在では、住宅につきましても、家賃収入の範囲内ではありますけれども、いろいろと修繕、改善、リフォームというものに努めておるわけでありまして、これからの、資産価値を保持するというふうな観点から、当然必要なリフォーム等は行っていく考えであります。

○大森委員 それに関連して、これはお話にもありましたが、現在まで進められてきた二戸を一戸に改造する、いわゆる二戸一化の計画、これについて、当初の計画、それからその進行状況、今後のお考えについてお聞きしておきたいと思えます。

○渡邊(信)政府委員 移転就職者用宿舎は相当古くなったものがありまして、当初つくられたものは大変狭隘であるというふうなことから、二戸を一戸にする、いわゆる二戸一改造というものをこれまで進めてきました。昭和五十年から二K宿舎を中心として五万四千戸を対象として進めてきたところでありますが、これまでに二万二千戸が実施済みであります。残りの狭隘宿舎三万二千戸に

つきましては、入居者の協力を得まして、既に計画に着手している狭隘宿舎につきましては計画を継続実施したいというふうに思っています。その余のものにつきましては、これから譲渡等を図っていくということになりますと、見直しが必要であるかと思いますが、できるだけ二戸一改造というものを、従来の計画を基本にしながら進めていきたいというふうに思っています。

○大森委員 一カ所の住宅にしても、やはり何百世帯、何百人という方々の居住にかかわる移譲でありますから、あしたすぐできるという状況ではないと思うのです。したがって、見直しの話もありましたけれども、入居者が希望した場合、全体的な時間との関係で、可能であればできるだけ二戸一化計画についても行っていく、それがむしろ自治体の方としても移譲できる条件にもつながるのではないかと思いますので、その点は希望があれば行うことを引き続き進めていくことをぜひ検討いただきたいという点、もう一度この辺確認しておきたいと思えます。

○渡邊(信)政府委員 今お話をしましたが、もう住宅もただ狭くて安ければいいという時代ではございせんから、住宅の価値を高めていくというふうな意味から、こういった事業の継続が必要かというふうな点についてお聞きします。

○大森委員 私が今回お話を伺ったところ、六カ年計画で順々に二戸一化工事をやつて、やつとことし終わつたというところも何か所かあったわけですね。ですから、今そういう改造をしたとすると、また今後数十年は住宅として使えるし、使わなければならぬと思えますので、ぜひその御答弁のとおりやつていただきたいと思います。

そこで、そういう地方自治体を最優先、中心に考えるという御答弁をいただいたわけですが、実は、労働省から説明資料をいただいて大変私もおびつくりしたのですが、「移転就職者用宿舎の整理縮小のフローチャート」という資料です。これによると、大きな柱として「退去促進業務の

推進」ということで、こういうのが、これは表現上の問題とか、そういうことであればいいんですが、今後の業務として、仮に退去促進業務、言ってみたら追い出し業務が新機構の仕事の中心になるというふうなことになるれば、これは大変な問題だと思ふわけでありまして。まさかそういう追い出し業務が今後の機構の中心業務の一つになるということになったら、これはまずいと思ふので、基本方針は、あくまでも地方公共団体に移譲していくということが基本である、中心であるという点で、その点、これとかかわりで答えたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 住宅の譲渡先は地方自治体が当然主体となるというふうに思ふますし、また、そういったことにつきましても、入居者の方のいろいろと意向を聞きながら進めていくことが当然だろうというふうに思つております。

○大森委員 入居者の意向を聞きながら、仮にも強制的な追い出し等があつてはならない。もう一つ、労働省の資料では、民間に売却するケースについての資料がありますけれども、それについて御説明をいただけるでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 この住宅は、設立の経緯等、あるいは実際にこれが地域で果たしている役割等から考えまして、やはり地元自治体への譲渡が一番適切であるというふうに思ふますが、これから将来どういふ事態が生じるかわかりません。

例えば、工業団地等が一括して譲り受けたというふうなケースもあるかもしれませんが、それは今後法案が成立しましたら、いろいろと地元の意向調査をしながら検討を進めていきたいと思ふます。その中には、あるいは民間への譲渡ということもあるかもしれませんが、いずれにしても、これからのことではないかというふうに思ふます。

○大森委員 そうした場合の選択は極めて限定した、やはり入居者の居住権を本当に確保するという点が極めて重要になるわけでありまして、それ

も、その点で、仮に退去するという場合、機構が管理する他の住宅とか、あるいは公営住宅への優先的なあつせんとか、それから引越越し代、管理費その他もろもろ費用がかかると思ふんですが、家賃の差額なども問題になると思ふんですが、そういうことも含めて、家主が仮に民間になった後は知らぬというのでは絶対まずいと思ふんですね。

その点で、居住者の居住権の保障、これをどう守っていくのか、その点をどう担保していくのか、この点、明確にお伺いしておきたいと思ふます。

○渡邊(信)政府委員 この移転就職者用宿舎は、本来、住居を移転して就職される方にとつても一時的な居住の場として位置づけられておりますし、いわば員外利用として、安定所長の認定を受けて地元労働者の住宅の確保の難しい方が入居してもらつておる場合にも当然一時的な入居の場として、本来そういうふうな住宅でありまして、できるだけ多くの労働者の方に利用してもらいたいといった性格のものでありますから、居住権というふうな性格のものではないと思ふんですが、私ども思つております。

ただ、いずれにいたしましても、この譲渡、移転等に当たりまして、実際に入居しておられる方の意向をいろいろとよくお聞きするというのは当然のことだろうと思ふます。

○大森委員 居住権ということについては、これは確かに当初の政策目的、本来の入居の性格、そういうものと、いわゆる移転就職者のためでない面もそれは当然あるわけなんです、しかし、それを超えてやはり居住権というのは保障されなければならぬと思ふんです。その点は、ただこれはちよつと本来の使い方と違ふからという点で、そういう点で差別があつてはならないと思ふますので、やはり居住権については基本的に保障していくということをはつきりおっしゃつていただきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 基本的な住宅の性格に照ら

しまして、これを居住権と呼ぶかどうかは別にしまして、特に現行の法律あるいはこの法案におきまして、借地借家法の特例は何も規定はしておりませんので、借地借家法の適用がこの住宅にもあるというところは言えます。

○大森委員 それは当然です。借地借家法は当然適用される。したがって、いろいろ長期にわたる方もありますけれども、ともかく家賃を払つて、事業団は家賃を受け取つてきたわけですから、そこにはしっかりと立派な居住権が成立しているわけですね。ですから、きちんとそれは法のもとに保護していくという立場をしっかりとつていただきたいと思います。

それで、最近の不況で雇用失業問題が大変な状況であることは言うまでもないわけなんです、そういう中で、かつてのような農村から都市へ、あるいは炭鉱地帯から新たな工業地帯へ、そういう移転というのはいないにしても、しかし、先ほどの御答弁にもありましたように、移転就職者用の確保という点では、減つてはきているけれども、なおかつ二五％、四分の一以上あるわけですね。それはそうですね。そういう点からいって、今十四万戸すべてをゼロにするということじゃなくて、二五％に見合う数かどうかはまた検討するとしても、今後、職を求めために広域的な移動をしたい、ついでには仮の住宅を欲しいという需要は当然あると思ふんです。

そういう意味で、収入の極めて不安定な労働者が安心して住むことのできる、そういう住宅について、一挙に十四万戸からゼロにするのはやはりどうかと思うわけなんです。したがって、一定部分そういうものについてきちんと確保するということも求められるのではないかと思ふますが、その点いかがでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 先ほどからいろいろと御議論ありますように、新機構におきまして住宅を地元自治体を中心にして譲渡するというふうにいいますと、実際の譲渡が直ちに速やかにできるといふような簡単なものではないと私も思つてお

りまして、したがって、条文でも、譲渡までの間は新機構においてこれを管理運営することと規定しているわけでありまして。

ただ、この雇用促進住宅についても新設は行わない、譲渡するというふうな、いろいろな御議論を踏まえて法案に規定しましたのも、やはり、これを設置し始めた昭和三十年代あるいは四十年代等々の状況と比べますと、公営住宅の整備も随分日本全国で進んできた、こういった状況を背景にしながら今般こういつた措置が検討されたということであるというふうな私ども理解しておりますから、将来にわたつてもこれを一定部分にしろ維持していくということは、基本的には今は考えておりません。

○大森委員 では、すぐに全部ゼロになるわけじゃないから、実態的にはそういう需要があつた場合には応じられるということですか。優先的にそれは配慮するというところでしようか。

○渡邊(信)政府委員 譲渡が済むまでの間は新機構においてこれを管理運営するということですから、その間について従来どおりの使用方法に沿つて運営していくということでございます。

○大森委員 最後にもう一度確認しておきたいと思ふんですが、先ほど船舶市の公社の事例を申し上げたわけなんです、居住する人たちの数でいって三十八万人、生活そのものがかかる、そういう問題であると同時に、資産としても、簿価だけでいっても土地で百数十億ですか、ですから実勢価格でいえば数千億あるいはそれ以上の資産になると思ふんです。

先ほど申し上げましたように、中小企業を含む事業主の負担等によつてそういうものが形成されてきたという性格から、間違つても、こういう土地が民間のデベロッパーなどの利潤追求、そういうものに使われてはならないということを、実際に事例を見てきただけに非常に思ふわけなんです、この点、大臣への質問通告としては申し上げてなかつたんですが、ぜひ大臣から、非常に重要な問題でありますので、一言御答弁をいただき

たいと思います。

○甘利国務大臣 本委員会で議論をされた点を踏まえて対処させていただきたいと思います。

○大森委員 終わります。

○岩田委員長 次に、畠山健治郎君。

○**岡山委員** 本法案につきまして、限られた時間でございますから、端的にお伺いをいたしたいというふうに思っております。

一昨年の特殊法人等の整理合理化に関する閣議決定に基づきまして雇用促進事業団を廃止するとともに、現在事業団が行っておる業務の五つを廃止し、残余を新法人に引き継ぐ、こういうことにならるわけですが、中でも、移転就職者用のための宿舎の設置、運営及び福祉施設の設置、運営の廃止は本法案の目玉ということになっております。

この廃止する業務につきまして、これまでの事業団のやってきた仕事の役割、やめてしまうからそれでいいではなくて、どのような評価をなさっておるのか、この点をひとつお伺いしたいというふうに思います。

○甘利國務大臣　雇用促進事業団は、幾つかの業務を担当いたしておりますが、それぞれ公的な責務として時代の要請を担ってきたというふうに思っております。その幾つかの業務の中で、今回行革関連として、一応事業団としては歴史的な使命を果たし終わってきたのではないかと指摘されている分について、事業団業務としては撤退をしようということがあります。

雇用促進住宅に關しまして言へば、歴史的な経緯は、炭鉱の開山、これは国策としての決断でありますから雇用者の責任じゃないわけでありまして、その国策としての転換の中で、移転を余儀なくされてゐる雇用者に当面の居住の地を提供しなければならぬ、いきなり他地域に行つてすぐ住むうちが見つかるわけでもないのでありますし、そういう面でいろいろ役割を果たしてきたと思ひますし、その後、炭鉱だけではなくて造船であるとか、いわゆる構造不況業種を転換していく際にと、重要な使命、役割を果たしてきたというふうに思

っているわけにあります。

そうした歴史的な役割は評価をされてきていると思いますし、また、事業団自身が他に手がけている能力開発については、昔も今もこれからもますます担う役割は大きくなっていると思います。

また、事業団で雇用管理改善ということに取り組んでおりますが、昨今では、さきの国会で中小企業労働力確保法の改正を御決定いただきました

た。その法案の中で、新しい雇用を創出していくという役割ができたわけですが、新しい使命もこれから担っていくということでもあります。常に見直すというところは、これは不変の努力としていかなければならないと思いますが、そういった中で、そろそろ歴史的使命を果たし終わった部分については

手放していいのではないかという行革本部からの御指示を受けて今回の対処となったものと理解をいたしております。

○**岡山委員** お話のように、歴史的な役割を果たしてきた宿舎や福祉施設であるだけに、これを自治体や公益法人、あるいは場合によっては民間に売却することになるわけでありますから、当然資産価値については十分精査しておることだろうというふうに思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、宿舎や福祉施設等の土地建物等についての、簿価で結構でございますから、価額を示していただきたいというふうに思っています。

○渡邊(信)政府委員 移転就職者用宿舍の資産
しましては、土地建物、フェンス等、こういった
ものがあるわけですが、これを簿価で申し上げま
すと、土地が一千八百三十億円、建物が五千二百
四十五億円、構築物等が三百三十九億円で、七千
四百十五億円というふうになっております。

なお、これを譲渡するに当たりましては、複数の鑑定評価を行って資産の評価を行うということを考えていきたいと思います。

○山田委員 簿価で七千四百十五億円というお話がありました。建物の減価償却を見込んだと。

ても相當な時価になろうかと思ひます。それだけに、資産を仮に売却するにしても、ただ売ればよいというものではないはずでありまして、国民福祉に役立てるという観点が求められるのだと考えます。

そうした観点からすれば、約十四万四千の宿舍並びに二千の福祉施設を売却するに当たっては、当然売却の計画がしっかりあるべきだというふうに考えます。これに関する計画をお示しいただきたいというふうに思います。

○渡邊(恒)政府委員 住宅と福祉施設の譲渡につきましては、先ほどから御議論ありますけれども、やはり地元の自治体というものを中心、主体にして検討すべきであらうというふうに考えております。したがって、この法案が成立しましたら、地元の意向の打診することがまず第一にすべきことではないかというふうに思っております。

そういつたものを踏まえまして、今申しましたが、鑑定評価の上有償で譲渡するということになりましたが、いずれにいたしましても、住居の利用

状況あるいは福祉施設の利用状況、あるいは先ほども申しました地元自治体の意向調査、こういったものを踏まえた上で売却の具体的な計画について検討を開始するということになるかと思います。

○**農山委員** 法案が通つたというのですが、これぐらいの大仕事をするに当たつて、通つてからでなきや売却計画が立てられないというような
こと自体、これはとてもじゃないけれども考えら

れない」とだというふうに言わなきゃいけない」と思うんです。具体的な中身は法案が通つてからということになるかもしれませんが、いずれやめるということが決まっておるわけですから、たとすれば、何年計画でどうしてというような一応の方向は持たなきゃいけないというふうに思う

んですが、まだありませんということであれば無責任過ぎるんじゃないでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 住宅や福祉施設につきましては、既に平成十年度から新設はストップしております。これは従来の検討でそういうふうにした

わけですが、これを譲渡するかどうかということはこの法案が通つて初めて決定を見るということでございますから、成立前にそういった意向打診を地元等にすることは、私どもとしてはできないものだといふふうに考えております。

○**畠山委員** 計画がないとすれば、今持っていないから仕方がないと言つてしまえばそれまでですが、それではいつまでに計画を持つとうとしているのか、今言えますことのおおよその方向性だけでも出してください。

○渡邊(信)政府委員 先ほどからの議論に出ていると思いますが、地方財政も大変厳しい、あるいは八割ぐらいの住宅に現に入居しておられるというふうな状況でございますから、なかなかいつまでも何件と言うことは難しいかと思いますが、法律が成立いたしましたら、法律に規定された方針にのっとり、できるだけ速やかに意向打診等をする

行つて計画を立てたい、計画について検討したいというふうに思います。

○畠山委員　まことに無責任と言わざるを得ない

というふうに思うんです。法律が成立するのかもしれないのかわからないなというのは、そんな法律を出しているんですか、そう言わざるを得ないと思うんです。出すからには成立をさせるといふこ

とを見込んでお仕事をなさっていると思うんです。そういうことを特につく申し上げておきたいというふうに思っております。

先へ進ませていただきます。

現在、宿舎に入居している方の賃貸契約は民法上の契約であり、当然借地借家法の適用対象となろうかと思いますが、この点、確認をいたしたいというふうに思います。

○渡邊(信)政府委員　この住宅につきましては、一般法であります民法の適用を受けますと同時に

に、借地借家法の適用を受けます。

○**農山委員** 借地借家法の対象である以上、既存の入居者の契約内容は、所有者がかわつても当然保障されるということになるうかと思いますが、この点も確認したいと思います。

○渡邊(信)政府委員 借地借家法の規定によりまして、いわゆる家主がかわりましても、建物の引き渡しを受けている住居につきましては、承継者に対して権利を主張することが可能でございます。

○岡山委員 借地借家法の保障を受けるとしても、売却によって家主がかわることになるわけでありまして、当然入居者は不安を感じざるを得ないというふうに思います。

とすれば、既存の契約内容が保障されても、実態的には入居者の同意がなければ売却することはなかなか困難であるのではないかとこのように思いますが、この点、どのように御認識をなさっているのか、お伺いをいたします。

○渡邊(信)政府委員 移転就職者用宿舍の譲渡、これを円滑に進めようとするためには、入居者の同意を得ることが何よりも大切であるというふうに考えております。このために、既に入居している方に對しまして、住民説明会を行いますとか、あるいは公営や公団住宅等の情報提供をする、あるいは近隣の宿舎へのあつせん等を行っていく、こういったことによりまして、入居者の方の理解を得ていきたいというふうに考えております。

○岡山委員 先ほどの答弁でも明らかにいたしましたように、自治体に売却したいとされる宿舎の価格は簿価を相当上回るものと思われまゝ。これを自治体が購入するとなれば、それ相応の財政措置がなければスムーズにいかないのではないかとこのように思われます。しかし、これまでたびたび御指摘がありましたように、地方財政の窮乏化が激しい今日、財源手当てなくしては極めて難しいものと考えます。

まず、労働省としては受け皿となる自治体の財源についてどう考えておられるのか。また、建設省並びに自治省にお伺いをいたしますが、このことに当たって、労働省から今までどんな御相談がございましたか、そしてまたどう受けとめていらっしゃるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 雇用促進住宅は、不況産業

から離職をして、広域な移転をして就職をせざるを得ないという人のためにまずつくったわけでありまして、また一方、地方自治体等が工業団地を造成する、企業誘致をするというところで住宅も必要だということなので、地元の強い要望に基づいてつくったということも事実であります。また、土地も造成等していただいた上で雇用促進事業団において購入したというふうなことであります。実際に入居しておられる方について見ましても、地元の勤労者の方が多いわけでありまして、こういったことから見ますと、私ども、地元の自治体に、財源の問題も含めて十分な理解を得ながら、譲渡についてお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○那珂政府委員 御指摘の、雇用・能力開発機構の移転就職者用宿舎について、公営住宅として活用できるかどうか、どういうふうな考えているかというお尋ねでございますけれども、公営住宅の供給方式といたしましては、通常、建設して供給するということのほかに、買い取りという方式も確かにございます。が、公営住宅としては、入居者の収入要件あるいは公営による募集要件等、公営住宅として供給、管理するにふさわしい条件が必要でございます。一般的に申し上げますと、新築の住宅を想定しているものでございます。

ただ、御指摘の移転就職者用宿舎についても、そのような条件が満たされて、地方公共団体からの買い取り方式による公営住宅供給の要望があれば、国としても建物相当額の二分之一を補助することは可能でございます。が、現実には、今もお話ございましたように既存の入居者の方が多くおられますことなどから、公営住宅として買い取りを今までのままで進めていくということには相当の困難が伴うものと存じます。(岡山委員「御相談は」と呼ぶ)

失礼いたしました。この宿舎の譲渡について、これまで労働省から正式な協議は受けておりません。

○二橋政府委員 委員御指摘のように、大変地方

財政厳しい状況の中での話でございますが、私どもも労働省の方との間では、いずれにしてもこの施設の譲渡について地方団体に強制するようなことがないようにということは相談をいたしておるところでございます。

要は、地方団体がどう判断するかというお話でございますが、仮にその地域住民のレクリエーション施設として使えないかといったような意向が出てきて、譲渡条件について合意がまとまった場合、これは金額にもよりますが、地方債など現在ある財政措置を活用して対応してまいりたいというところでございます。

○岡山委員 どうもこれまでの答弁を聞きますと、労働省は本気に処分する意思があるのか疑問を持たざるを得ないというふうに思います。というの、売却計画も持たない、あるいは具体的につくる方向性もまだ具体的には示されておらない。これでは、雇用促進事業団を廃止し新法人に業務を特化させるどころか、実態的には特例業務がいつまでも本業となかなかないというふうな言わざるを得ないと思うんです。勤めて言え、形としては新法人に衣がえをするが、本音は業務は残したいと言われているというふうなうに言わざるを得ないと思えます。制度改正をする以上は、それを保障する確たる内容や体制があらなくては、それを保障するにたてがみがないというふうにお伺いいたしたいというふうに思います。

○甘利國務大臣 雇用促進住宅、福祉施設の譲渡は、第一の基本が関係地方公共団体であります。相手の意向をしつかりと調査をしなければなりませんし、相手があることですから、なかなか、こちらの思いどおりにはプランを立てて、思いどおりに引き取ってくれるというわけにもいきません。いきませんが、それぞれ地域に定着をしている福祉施設あるいは雇用促進住宅でありますから、地方自治体の意向をしつかりと聞きながら、できるだけスムーズに事が進んでいくように今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。

○岡山委員 最後になりますが、さきに政府が示

した七十七万人の雇用創出についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

福祉保健分野の十万人に加えて情報通信分野については実数として一定の雇用数が見込まれることは認めますが、住宅、観光分野の数値は、雇用増ではなくて雇用機会の創出を数値的に示したにすぎないというふうに思います。つまり民需頼みと言わざるを得ないというふうに思うわけであり

ます。

そこで、お尋ねいたしますが、この七十七万人の雇用創出規模は政府の公約なのか、それとも単なる期待値なのか、政治的な性格を明らかにしていただきたいというふうに思います。

七十七万人中四十九万人プラスアルファは、政府みずから認めておるようには、雇用機会創出の換算数値にすぎません。雇用行政責任を持つ労働省としては、内閣がこんな代物を出すことを認めるなら、一体労働省は何のためにあるのか。失業問題が深刻であればあるほど、内閣の責任は重いものがあるはずであり、それを保障するのが労働省の役割ではないかと考えます。大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○甘利國務大臣 七十七万人は、予算の規模がそつくりそのまま雇用に算定できるエリアもあれば、民間の経済活動に依存する部分がありますから、このぐらゐの数が生まれるはずだという期待値も当然ございます。

そこで、日本は自由主義市場経済でありますから、計画経済のもとで幾らの雇用ということであるならば政府は公約として約束できるかもしれないませんが、自由主義市場経済、つまり民間の活力に依存しながら経済運営をしている国でありますから、全体を通して政府が公約として約束できるかと言われると、そういう性質のものではないと思ひます。

ただ、例えば住宅関連でいいますと四十万人、これは産業連関表を通じて、税制、金融、最大の措置をした結果によつて当初の百十万人よりも二十万ふえる見込みがある、そうすると、その関

連波及効果を含めてこれからの雇用創出効果があるはずであるという期待値を含めた目標数値であり、それに向かつて政府が努力をしていくという目標数値であるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○島山委員 時間になりましたから終わりますけれども、こういう数値を出せば国民はそれなりに大変大きな期待を寄せるわけでありますから、ぜひひとつ国民の期待にこたえるように頑張ってくださいますことをお願いしながら、終わりたいと思ひます。

○岩田委員長 以上で本案に対する質疑は終局をいたしました。

○岩田委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

雇用・能力開発機構法案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岩田委員長 この際、本案に対し、能勢和子君外四名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び日本共産党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。石橋大吉君。

○石橋委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

雇用・能力開発機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 雇用・能力開発機構に、その業務運営の円滑適正を期する目的をもって、公労使を含む関係者で構成する運営協議会を設置し、中小企業とその労働者が利用しやすい各種情報の提供や相談援助の充実に努めること。

二 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、雇用・能力開発機構における職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、自発的に職業能力開発を行おうとする離転職者も含め広く労働者一人一人が、高度な知識・技能を習得することができるよう段階的かつ体系的な職業訓練体制の整備・充実に努めること。

三 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡について、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

四 この法律の施行後三年を経過した場合において、施行の状況を勘案しつつ、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。甘利労働大臣。

○甘利国務大臣 ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいる所存であります。

○岩田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岩田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時三十五分散会

平成十一年三月二十三日印刷

平成十一年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K